

秋田県告示第215号

秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号）第16条第1項の規定により、次のとおり船川港金川多目的広場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した船川港金川多目的広場の利用料金は、令和元年10月1日から適用する。

令和元年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 球技場

区 分			利用料金の額	
			1時間につき	1日につき
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ に利用するとき	一般	330円	2,640円
		高校生以下	無料	無料
	その他の催物に利用するとき		3,300円	26,400円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ に利用するとき	一般	660円	5,280円
		高校生以下	無料	無料
	その他の催物に利用するとき		6,600円	52,800円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 1日 開場時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
 - (2) 入場料 利用者が、いずれの名義であるかを問わず、球技場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
 - (3) 高校生以下 小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらに準ずる者を含む。）をいう。
- 2 利用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって利用するときは、入場料を徴収する場合の利用料を徴収する。
- 3 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 球技場の附属施設

区 分	利用料金の額	
放送室	1時間につき	360円
シャワー室	1人1回につき	110円

備考

利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。